

平成27年度行政評価 評価票

NO	件名	所管部課
1	清瀬市男女共同参画センター運営委員会	清瀬市男女共同参画センター

設置条例等	清瀬市男女共同参画センター運営委員会設置要綱			根拠法令等	なし		
委員会の設置目的	男女平等推進の拠点施設として設置した清瀬市男女共同参画センターの運営に、利用者の意見を反映させるため、設置する(要綱第1条より)					設置年度	平成14年度
開催頻度	年数回		平成26年度開催回数	3回	平成26年度事業費	150千円	
委員数	12人	委員の職業等	登録団体、教育委員会、公募市民ほか		報酬	1回	5,000円

第一次評価(個別評価)						
必要性	より上位の施策目的を達成するため、委員会の設置が必要であるか					3点
	・委員会の設置が必要である			3点		
	・委員会の設置が望ましい			2点		
	・委員会の設置は必要でない			1点		
有効性	委員会運営によって、期待されている本来の効果を得られているか					2点
	・期待以上の効果を得られている			3点		
	・期待通りの効果を得られている			2点		
	・期待通りの効果を得られていない			1点		
効率性	委員会運営に係る予算的・時間的コストを踏まえ、費用対効果は高いか					2点
	・費用対効果は非常に高い			3点		
	・費用対効果は高い			2点		
	・費用対効果は低い			1点		
代替性	他の委員会での代替は可能であるか					3点
	・代替不可能である			3点		
	・一部代替可能である			2点		
	・代替可能である			1点		

第一次評価(所管課評価)	
男女共同参画の拠点施設の運営にあたって、市民参加の場は必須である。この数年間は課題設定、情報共有、可視化された成果が少ないなど課題があり、現在の委員会運営にもその役割の再構築を行っているところである。しかしながら、市民・登録団体・サポーター・関係諸機関が当センターについて情報共有できる場であることから、代替できるものはないと思われる。 運営責任者として清瀬市が発する情報を共有し、市民や団体の課題意識を協議し、提案を受ける場であり、市民参画の場として当委員会をさらに有効に機能させていきたい。	

第二次評価	
見直し	当委員会では、男女平等参画社会の実現に向けた活発な議論がなされており、貴重な市民参画の機会として機能している。しかしながら、類似する複数の委員会が併存していることから、各委員会の役割分担を明確化するとともに、統廃合の可能性について検討が必要である。